



# つくばみらい市

## 議会だより

### 第32号

平成26年5月1日  
発行



平成26年第1回定例会及び  
第1回臨時会を開催しました。

市内の保育所入所式

### 主な内容

#### 平成26年第1回臨時会

◎平成26年第1回臨時会は、2月4日に開催しました。

#### 平成26年第1回定例会（3月）

◎平成26年第1回定例会は、3月3日から24日までの22日間の会期で開催しました。

◎第1回定例会では、平成26年度予算8件、平成26年度補正予算1件、平成25年度補正予算8件、条例の制定や一部改正など計42案件が提出されました。議案について、常任委員会及び予算特別委員会に付託され、慎重な審議を行いました。

議案の概要	も	く	じ
一般質問	P 8	P 2	

発行：つくばみらい市議会 / 編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760  
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール [gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp)

会期・日程

- 第 1 回臨時会
  - 2 月 4 日(火) 本会議  
議案の上程及び説明、質疑、討論、採決
- 第 1 回定例会
  - 3 月 3 日(月) 本会議  
開会、会期の決定  
継続審査の請願の委員長報告、質疑、討論、採決  
議事人事、施政方針  
議案の上程及び説明
  - 5 日(水) 本会議  
一般質問
  - 6 日(木) 本会議  
一般質問  
議案に対する質疑  
専決処分の採決  
予算特別委員会付託  
議案の委員会付託
  - 7 日(金) 常任委員会  
総務常任委員会
  - 10 日(月) 常任委員会  
教育民生常任委員会
  - 11 日(火) 常任委員会  
経済常任委員会
  - 13 日(木) 特別委員会  
予算特別委員会
  - 17 日(月) 特別委員会  
予算特別委員会
  - 18 日(火) 特別委員会  
予算特別委員会  
常任委員会
  - 24 日(月) 本会議  
教育民生常任委員会  
委員長報告、質疑、討論、採決  
追加議案の上程及び説明、質疑、討論、採決  
議事人事  
閉会中の継続審査・調査  
閉会



平成 26 年(2 月) 第 1 回臨時会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第 1 号	工事請負契約の変更について	(仮称) 陽光台小学校校舎建設工事請負契約の内容を一部変更するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものです。	原案可決
議案第 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	小絹児童館の効果的な管理運営を行うため、指定管理者として「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を指定するものです。	
議案第 3 号	平成 25 年度つくばみらい市一般会計補正予算(第 7 号)	歳入歳出それぞれ 2 億 2,550 万円を追加し、予算の総額を 183 億 285 万 3 千円とするものです。	

平成 26 年(3 月) 第 1 回定例会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(第 1 号)	平成 25 年度つくばみらい市一般会計補正予算(第 8 号)について、専決処分をしたので承認を求めるものです。	承認
議案第 4 号	つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	平成 26 年 3 月 31 日までの時限措置であることから、失効期限を 5 年間延長し、引き続き市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため、条例の一部を改正するものです。	原案可決



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第5号	つくばみらい市雇用促進奨励金条例の一部を改正する条例	平成26年3月31日までの時限措置であることから、失効期限を5年間延長し、引き続き市内における産業の振興及び雇用の拡大を図るため、条例の一部を改正するものです。	原案可決
議案第6号	つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例の一部を改正する条例	ふるさと創生事業推進委員の任期見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第7号	つくばみらい市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例	市伊奈保健センター条例の廃止等に伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第8号	つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例		
議案第9号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	厳しい市の財政状況に鑑み、安定した行財政運営の一助として、市長を始めとする常勤特別職の給料の減額期間を市長の任期満了まで延長するため、条例の一部を改正するものです。	
議案第10号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	景観審議会委員及び景観アドバイザーを加え、教育相談員報酬を月額に改めるほか、審議会等の整理に伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第11号	つくばみらい市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第12号	つくばみらい市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例		
議案第13号	つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布・施行による消防団員の処遇の改善として、消防団員の退職報償金を一律5万円引き上げる(最低支給額は20万円とする。)ため、条例の一部を改正するものです。	
議案第14号	つくばみらい市児童館条例の一部を改正する条例	みらい平コミュニティセンター内に、みらい平児童館を併設することに伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第15号	つくばみらい市伊奈保健センター条例を廃止する条例	「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金により取得した保健センター施設に係る財産処分の報告」により施設の転用が承認されたことに伴い、条例を廃止するものです。	
議案第16号	つくばみらい市谷和原保健福祉センター条例の一部を改正する条例	市伊奈保健センター条例の廃止に伴い、「谷和原保健福祉センター」の名称を「保健福祉センター」と変更するため、条例の一部を改正するものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第17号	つくばみらい市景観条例	景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市における良好な景観の形成を促進し、将来に向け魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的として、条例を制定するものです。	原案可決
議案第18号	つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	平成 26 年 4 月 1 日から一部供用開始となる三島地区農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理対象区域を定めるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第19号	つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の一部を改正する条例	平成 26 年 4 月 1 日から三島地区農業集落排水処理施設が一部供用開始となることに伴い、農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会の委員に、三島地区の受益者を代表する者を加えるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第20号	つくばみらい市教育支援センター条例	教育支援センター設置に伴い、条例を制定するものです。	
議案第21号	つくばみらい市立図書館条例の一部を改正する条例	図書館みらい平分館を設置し、図書館の休館日を変更し、及び図書館分館の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、条例の一部を改正するものです。	
議案第22号	つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	みらい平コミュニティセンターを設置し、及びコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、条例の一部を改正するものです。	
議案第23号	委託契約の変更について	合併特例債事業である東楯戸台線道路整備事業の委託契約について、工事費の増額に伴い契約内容を変更するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものです。	
議案第24号	市道路線の廃止について	用途廃止に伴う路線変更があるため、4 路線を廃止するものです。	
議案第25号	市道路線の認定について	12 路線を市道として管理するものです。	
議案第26号	平成 25 年度つくばみらい市一般会計補正予算(第 9 号)	歳入歳出それぞれ 18 億 2,374 万 2 千円を追加し、予算の総額を 201 億 4,659 万 5 千円とするものです。	
議案第27号	平成 25 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	歳入歳出それぞれ 6,530 万 6 千円を減額し、予算の総額を 52 億 8,573 万 8 千円とするものです。	
議案第28号	平成 25 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	歳入歳出それぞれ 1,019 万 9 千円を追加し、予算の総額を 3 億 3,742 万 3 千円とするものです。	
議案第29号	平成 25 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)	歳入歳出それぞれ 6,853 万 9 千円を追加し、予算の総額を 28 億 1,710 万 3 千円とするものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第30号	平成25年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ3,135万2千円を減額し、予算の総額を11億8,894万2千円とするものです。	原案可決
議案第31号	平成25年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出それぞれ1億1,367万7千円を減額し、予算の総額を5億2,559万2千円とするものです。	
議案第32号	平成25年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)	収益的収入及び支出で、収入を771万9千円減額し11億357万9千円、支出を3,080万円減額し10億4,728万2千円とするものです。	
議案第33号	平成26年度つくばみらい市一般会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ195億1,134万4千円とするものです。	
議案第34号	平成26年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億9,101万8千円とするものです。	
議案第35号	平成26年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,886万3千円とするものです。	
議案第36号	平成26年度つくばみらい市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億6,021万3千円とするものです。	
議案第37号	平成26年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億5,979万4千円とするものです。	
議案第38号	平成26年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,607万円とするものです。	
議案第39号	平成26年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,379万7千円とするものです。	
議案第40号	平成26年度つくばみらい市水道事業会計予算	収益的収入及び支出で、収入を14億538万6千円とし、支出を13億6,452万1千円とするものです。資本的収入及び支出で、収入を1億6,811万5千円とし、支出を6億1,408万4千円とするものです。	
議案第41号	平成25年度つくばみらい市一般会計補正予算(第10号)	平成26年4月27日に市議会議員補欠選挙を執行するに当たり、平成25年度中からその準備を進めるため、債務負担行為補正を行うものです。	
議案第42号	平成26年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ600万8千円を追加し、予算の総額を195億1,735万2千円とするものです。	



議案番号	議 案 名	議 案 の 概 要	結 果
発議第 1 号	保険で良い歯科医療の実現を求める意見書	歯科医療は、医療費の自己負担割合が高いことに加え、医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きく、歯科治療が受けにくい状況になっています。医療費の自己負担割合の軽減と歯科医療の保険給付範囲の拡大は、患者と国民の強い願いであることから、患者と国民が安心して保険でより良い歯科医療を受けられる措置を講じるよう強く求め、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣に意見書を提出するものです。	原案可決
発議第 2 号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書	雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。よって、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員制度」の普及を行わないこと、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと等を強く求め、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣及び内閣府特命担当大臣（規制改革）に意見書を提出するものです。	

番 号	請 願 ・ 陳 情 名	結 果
請願第 3 号 (平成25年受付)	救命器具 A E D (自動体外式除細動器) 設置場所の拡大を求める請願	不採択
請願第 1 号	要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書	継続審査
請願第 2 号	「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書	採 択
請願第 3 号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出を求める請願	継続審査
請願第 4 号	労働者保護ルール改悪反対を求める請願書	採 択
陳情第 7 号	介護職員の処遇改善を求める陳情書	全議員及び執行部に配布
陳情第 8 号	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	



# 討 論

## 第1回臨時会

議案第1号 工事請負契約の変更について

※川上文字議員から反対討論がありました。

## 第1回定例会

議案第21号 つくばみらい市立図書館条例の一部を改正する条例

※古川よし枝議員から反対討論がありました。

議案第22号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

※古川よし枝議員から反対討論がありました。

議案第23号 委託契約の変更について

※川上文字議員から反対討論がありました。

議案第26号 平成25年度つくばみらい市一般会計補正予算(第9号)

※川上文字議員から反対討論がありました。

議案第27号 平成25年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

※川上文字議員から反対討論がありました。

議案第33号 平成26年度つくばみらい市一般会計予算

※古川よし枝議員から反対討論がありました。

## 市議会を 傍聴 しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

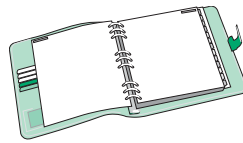
### ◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席(定員50人)に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員5人となっています。

### ◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎3階です。

- ◎第1回臨時会 傍聴者数 0人
- ◎第1回定例会 傍聴者数 58人



## ≡ 議会TV放映中 ≡

議会開会中、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。どうぞ、ご視聴ください。



## ◆ インターネット 録画中継配信中

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は1年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかけずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。

## 音声による議会だより

インターネットのホームページより音声による議会だよりの配信を行っています。音声は、ボランティア団体である『朗読グループかたくり』の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい・議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にも自由な方々を対象に、無料でCDの貸し出しをしています。音声による議会だよりは、お借りしたCDを編集して作成しています。ぜひ、お聴きください。

## ◆ 会議録の公開 について

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から概ね3カ月後となります。



聴き

きたきたい

知しりりたい

市政

一般質問

(要旨)

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

定例市議会における  
一般質問の要旨を掲載します。

## 市長の政治倫理 について



海老原 弘 議員

●海老原議員 昨年12月

14日につくば市内のホテルで開催された市長の市政報告会は、案内書によれば政治資金パーティーとなつていますが、会費は1万円で相違はないか。市長自らが、市の公共

事業を行っている業者や物品を納入している業者いわゆる指名業者にパーティー券の販売を行い、中には大口の購入先に集金をしたと聞いているが、間違いはないか。また、市から補助金を受けている団体を訪ねて、パーティー券の購入を依頼し、中には10枚ずつその団体に置いていったと聞いているが、受け取る側が強制的なものを感じなかったかどうか疑問に思うが、その団体の中には政治活動が禁止されている団体もあった。

この事は、政治倫理に関わる事案ではないのか。

●市長 昨年の12月14日

に開催された市政報告会等については、政治資金規正法に基づき後援会が

行ったものである。これらの収支報告については、政治資金規正法に基づいて、今月末までに茨城県選挙管理委員会に対し適正に処理することとなっていると聞いている。

パーティー券の購入の依頼については、私が直接一個人に対して、こういう市政報告会等があるという話はしたことはあるが、購入については、個人の判断であると認識している。

市政というのは、誰のものでもない、市政は市民のためにあるということとは認識しており、常に市民の感覚というものを頭に置いている。そこには、主役である市民の顔が見えなくてはならないと常々思っている。

## 市政運営に ついて



今川 英明 議員

●今川議員 スマートイ

ンターチェンジの事業費は、当初13億円と説明を受けたが、軟弱地盤のた

また、平成22年第2回定例会の所信表明でも述べたとおり、私が目指すべきは、公平公正で、透明性が担保されたまちづくりと考え、これまでその考えのもと、市政運営を行ってきたので、市民には安心していただきたい。  
(掲載以外の質問事項)  
☆市内皇道の歩道について

め、37億円に増額された。工場誘致や地域活性化に結びつかない事業は、財政事情を考慮すると不要である。

電子入札の導入は、近隣市で行っているため、先進市を目指し、実現を願いたい。また、総合病院の誘致は、ベット数の関係で難しい面もあるが、調整、努力を願いたい。また、市の公共施設の有料化には、子どもたちや高齢者にやさしい対応を願いたい。

市の指定金融機関がかわった中での出来事で、市長の関係企業が銀行からの土地の買取りや身内の人の銀行就職、市長自らが市の指名業者や補助金交付団体に、市政報告会のパーティー券の買取りを依頼したと聞いている。しがらみ一掃、市民目線の行政運営からかけ離れており、ひどい状況ではないか。

●市長 スマートイン

ターチェンジの設置により、本市の地理的優位性をさらに増大させること





ができ、この強みを武器に、企業誘致を強力に推進し、産業活動を活性化させ、新たな雇用の創出につなげたいと考えている。また、既存企業にとっても、事業規模の拡大等の契機となることを期待している。スマートインターチェンジの設置は、本市の発展につながる大きな効果を生むものであり、今後も、関係機関と慎重に検討を重ねながら国土交通省への連結許可申請に向けた取り組みを進めてまいりたい。

電子入札の導入は、今年度から検討を進めており、2年ごとの業者登録や受け入れ側との調整など、環境を整える必要があることから、導入時期については十分な検証を踏まえ、見計っていききたい。今後も、さらに入札制度の透明性や不正行為には十分目を光らせながら運営していきたい。

本市の医療圏であるつくば保健医療圏では、新たな総合病院設置の条件であるベッド数が基準を

超えている状況であり、新たな総合病院を設置することは大変難しい状況である。しかし、人口が増え続ける本市には入院のできる病院が必要であり、今後も、茨城県知事等に対して、ベッド数の基準を緩和し、本市へ病院の進出が可能になるよう引き続き要望してまいりたい。医療機関に対しても、本市へ新たな病院を設置してもらえよう積極的に取り組んでいきたい。

また、銀行から土地を譲り受けた事実はなく、パーティー券については、海老原議員の質問に答えたとおりである。

私は、いろいろな方に応援してもらった。しかし、その人のためだけに政治をやっては、市はよくなるはず、公正公平ではないため、しがらみを切ってきた。

市民目線での行政運営を行うには、市民からの意見を聞くことが必要であるため、「市長への手紙」や「市民とみらいを語る集い」を実施してき

た。また、私はこれまで、「市民としてこのことはどう考えるのか」、「これで正しいのか」と一生懸命考え、常に市民の立場になつて行政運営を行ってきた。（掲載以外の質問事項）

☆みらい平地区の行政区設立について

☆地域公共交通事業について



直井 高宏 議員

## ふるさと寄附、いわゆる「ふるさと納税」について何う

●直井議員 ふるさと納税に関してテレビ放送があったり、メディアで取

り上げられているが、納税制度についての説明を願いたい。

ふるさと納税の実績、寄附をした方の統計がとれているのであれば、説明を願いたい。

ふるさと納税は、一般財源が厳しい中で借財に頼らず新しい事業がつくれる真水を生みださせ、財政の積み立てに大きく寄与するものであると思う。

村、町を巣立っていった中で、大きな収益を出している人、会社を経営し成功している人から寄附をいただくことが可能であれば、事業の資源になることは間違いないと思うので、ふるさと納税をふやすために市はどのような政策を考えているのか。

●総務部長 本市では、平成20年9月24日にふるさとづくり寄附条例を制定した。この制度については、ふるさと納税と呼ばれているが、直接ふるさとに納税をするというものではなく、その自治体にゆかりや思い入れのある方が、転出等の理由によりふるさとへ納税をしたくてもかなわないという場合の寄附金制度である。

寄附の実績であるが、20年9月から26年1月末までに、延べ44件で、783万66円の寄附をいただいている。

本市では、寄附者からの寄附金の使い道を三つの事業から選択できる制度としており、これまでに、一つ目の環境共生型まちづくり事業の寄附は53万1千14円で、公園維持管理や不法投棄防止に活用し、二つ目の安心して暮らせるまちづくり事業の寄附は682万5千973円で、福祉車両の購入、予防接種事業、障がいのある方の日常生活用具給付事業、療育支援事業、介護用品購入等に活用し、三つ目の地域の魅力を活かしたまちづくり事業の寄附は47万3千79円で、観光PR事業等に活用をさせていた。

ふるさと納税を増やすために、まずPRの方法



として、ホームページで記事を投稿しているほか、市広報紙等においても掲載している。それに加えて、26 年度からは、市外居住者に対する周知の策として、固定資産税納付書を送付する封筒の裏面に、簡易な制度案内を印刷し、発送することになっている。これによって、本市にゆかりのある市外居住者に向けて、ダイレクトに制度について案内できるものと考えている。

● **財政課長** 市内の方、市外の方の比率については、平成 24 年度は市内の方が 6 件、市外の方が 2 件となっている。25 年度は今年 1 月末時点であるが、市内の方が 3 件、市外の方が 4 件となっている。

● **市長** 本市との深い関係のある人たちが、つくばみらい市の外で活躍されている方も大勢いると思われる。そうした方々から、浄財をいただき、本市への協力をいただければ、大変ありがたいことだと思っている。

(掲載以外の質問事項)

☆乳幼児健診における未受診者・所在不明児の対応について

☆任意予防接種に係る子供のインフルエンザ予防接種の助成について



坂 洋 議員

## 財政の「見える化」で行政運営に市民の参加を

● **坂議員** 1970 年前後に集中して建築された建築物の老朽化が進んでおり、インフラ更新を将来に向けて万全に備えなければならぬ。

インフラ更新の山を迎える今後の 20 年間において、市としてのインフラ更新していくべき諸設備の概要と将来のインフラ資産更新のための把握している具体的な金額について伺いたい。

また、より正確な金額を把握するためには、公会計制度の改革と順調なインフラ更新計画には市民の理解と協力、知恵を借りることが欠かせないと考えるが見解を伺いたい。

● **総務部長** 一般会計で管理している主要な 127 施設の建築経費は約 262 億円で、これは建築時の経費であり、これらを更新するには現在では何倍もの資金が必要になると推察される。公共施設の更新については、今後の最大の課題となってくることは必定であり、更新だけでなく、分合配置やスクラップ化なども含めて検討しなければならぬ。

本市では、平成 23 年度に公有財産管理システム

の構築を実施し、公会計制度の基準となるよう財産台帳の整備を行った。しかし、それらの更新計画については、いまだ手つかずであり、今年度から市庁舎の検討を始めて

いる。本市では、20 年度決算から、新地方公会計制度に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び基金収支計算書の財務 4 表を作成し、公開しており、23 年度決算からは、全ての伝票と財産台帳を詳細に突き合わせた基準モデルでの財務 4 表を作成している。

複式簿記・発生主義による会計制度の必要性は理解できるが、しかしながら、現行法が単式簿記・現金主義を前提としていること、さらには職員の事務量、あるいはノウハウ、財務会計システムの対応など、複式簿記・発生主義による会計制度への変更は現状では困難な状況である。

今後は、全国の自治体

と歩調を合わせて、慎重に検討していきたい。

● **市長** インフラの更新、複式簿記・発生主義の会計制度については、すぐに実施していくことは難しいものがある。それらの方向性を見誤らないためにも、また、議員を始めとする多くの市民の意見を頂戴するためにも、さまざまな方法があると考えている。

歩道のない道路は道路でない事業の計画を策定した際には、ワークショップを何度も開催し、その地域での問題点や地元の方の考え方を聞かせていただいた。地元の見解を聞くということ、すばらしい提案制度の一つであると思っている。

今後も、多くの市民からの意見に耳を傾けて行政運営に当たっていき

たい。

(掲載以外の質問事項)  
☆みらい平地域の交通標識について



## 消防団の処遇改善と装備の拡充について



染谷 礼子 議員

●**染谷議員** あの前日本大震災から3年目となった。しかし、近年、地震に加え局地的な豪雨や台風など自然災害が頻発し、地域防災の強化が喫緊の課題となっている。そして、災害時に自宅や職場からいち早く駆けつけ、住民生活を守る地域防災の要が消防団である。

しかし、高齢化に加えサラリーマンが多くなってきたことにより、消防団員が毎年減少している

実態を受け、国は消防団の処遇改善や装備等の拡充をして、平成27年度から団員全階級の退職報償金が引き上げられることになった。

本市においても団員定数は欠員状況にあるため、今後想定される巨大災害に備え、報酬や出場手当等の改善をして消防団員を確保し、地域防災力の充実強化をするべきではないのか。

●**総務部長** 消防団は、消防本部、11地区の分団と女性消防団で組織されており、消防団の現状については、現在、条例定数256人、実員233人うち女性13人で構成され、欠員23人、充足率は91%となっている。

処遇については、条例で定められており、まず、報酬であるが、一般の団員で年額4万7千円、次に、出場手当であるが、火災、警戒、訓練等が出場した場合、1人1回当たり3千円の手当を支給している。また、消防団を退職した方には、条例

に基づき、勤務年数と階級に応じた退職報償金を支給している。このたび、国の改正に伴い、条例改正の議案を提出しているが、処遇の改善として、退職報償金の最低支給額を14万4千円から20万円とし、そのほか全ての支給区分を一律5万円引き上げるものである。

身分については、非常勤特別職の地方公務員となり、災害時の活動中や訓練中の事故やけがについては、公務災害補償を受けられることができる。

装備であるが、消防ポンプ車、器具置き場、ホース、ヘルメット、帽子、消防服などの器具や装備品は、市が貸与、支給をしており、東日本大震災を教訓に、救命胴衣、安全靴などの新しい装備を支給している。

●**市長** 消防団は、市民



消防団活動の様子（出初式）

の生命、身体、財産を守るため、自分の仕事を持ちながら「自分のまちは自分で守る」との志のもと、献身的に活動されており、なくてはならない存在である。

報酬については、県内でも高い水準にあることから現行どおりとし、火災や災害の支援活動時などの危険が伴う場合の出場手当については、増額の見直しを現在鋭意検討しているところである。

（掲載以外の質問事項）  
☆小・中学校における道徳授業の取り組みについて

## 中通川土手の改修を



川上 文子 議員

●**川上議員** 中通川の河川改修事業が始まり24年が経つ。先日、3日間かけ全区間を歩いてみたが、川幅も広がり、公共下水道の普及に伴って河川の汚れも改善されつつあり、とてもいい川になった。しかし、現在は県管理で草刈りは民地側のみ年1回しか行われていず、夏場は歩けなくなる。市道として認定し、遊歩道としてぜひ整備してほしい。歩道整備されれば大変有効だし、景観的にも、憩いの空間としてもとてもいい役割を果



たすと思う。改修工事費 170 億円のうち 55% がすでに投じられ、伊丹から市野深までの 7・8 km については 75%、特にこのうちの神住新田・下島・中島・福原地区の 3・8 km は 100% 改修事業が終わっている。ここから順次整備に入れるのではないか。

●市長 中通川の堤防を、ウォーキングやサイクリング道路として利用することは、市民の通行や健康の増進にも大きな効果につながるものと考えている。

●都市建設部長 中通川の堤防を、ウォーキングやサイクリング道路として利用するには、幾つかの課題があると考えている。一つ目は不特定多数の人の往来による防犯面、二つ目は幅員が 3 m であることから有効幅員

は 2・5 m 程度となるため、自転車と歩行者の接触事故の可能性が高いこと、三つ目は河川であるため転落防止柵等の設置が難しいこと、四つ目は仮に市が県より占用した場合、整備に係る費用や除草を含めた管理に係る費用などの課題があると考

えている。いずれにしても、堤防の整備については、中通川の整備進捗状況を踏まえながら検討していきたい。また、検討時期については、ウォーキングやサイクリング道路の機能性から鑑み、下流から約 5 km の豊体大橋の整備完了が見えてきた段階になろうかと思う。

なお、今回の堤防工事では、計画断面より余盛りを行っているため、舗装などの整備を行うには残留沈下の状況を観察する必要があり、築堤後、即舗装等の整備はできないことを理解していただきたい。

☆義務教育施設適正配置について

☆(仮称)陽光台小学校の開校にもなう小学校区について



古川 よし枝 議員

## 公共施設利用料について

●古川議員 公共施設が有料化となつてから、利用をやめたり、利用回数を減らしたり、時間の短縮を迫られる団体もあり、市民の不満は大きくなっている。

昨年 7 月から今年 1 月までの利用者数を前年度と比べてみると、きらくやまふれあいの丘の入浴施設は 25% 減、コミュニティセンターは 20% 減、公民館は 3% 減、運動公

園体育館は 3% 減とすべての施設で利用者が減っている。

料金を半額にする激変緩和措置が今年 7 月で終わりとなれば、一層利用者の減少が懸念される。市は、この実態をどう捉えているのか。

日本共産党は、3 月 3 日に①料金の据置きをすること②高齢者、障がい者、子どもは無料とすることを求める要望書を 448 名の署名簿を添えて提出した。この要望に対する市長の見解も伺う。

●市長 公共施設の使用料については、昨年 7 月から徴収しており、これは、受益者負担の大原則に従い、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に対して応分の負担をお願いするものである。

市長への手紙にも数件の値下げ要望があったことは承知している。また、私個人にも、さまざまな声が伝わっている。こう

したことから、使用料を負担いただくという基本方針を変えるものではないが、減額、免除の適用の拡大や使用料の金額の見直しも含めて、今後検討してまいりたい。

●保健福祉部長 すこやか福祉館の入浴施設について見ると、平成 25 年 7 月から翌年 1 月までの高齢者、障がい者等の利用者は 2 万 7 千 276 人で、前年度同時期の 3 万 4 千 620 人に対し 21・2% 減少している。また、きらくやまふれあいの丘のその他の施設についても、全般的に減少している。利用者の減少の要因は、高齢者、障がい者等の有料化による影響もあると思われるが、例年になく夏場の高温や空調設備の改修工事が影響しているのではないかと考えている。

なお、最近の入浴施設の利用状況を見ると、昨年 11 月の高齢者、障がい者等の利用者数は前年度に対し 21・2% 減であったが、12 月は 18・6% 減、



今年1月は14・5%減となっており、回復の傾向が見て取れる。

今後も、適切なサービスを提供し、魅力ある施設とすることで、利用率の向上と福祉の増進を図ってまいりたい。

●**教育部長** コミュニティセンター3館、伊奈、谷和原両公民館、各スポーツ施設において、昨年度の同時期と比較をすると、平成24年度で21万2千人程度、25年度で20万2千人程度と、約1万人の利用者が減少しているため、使用料の影響があったのではないかと考えている。

今後は、減額、免除の適用の拡大や使用料の金額の見直しの検討結果に基づき対処していきたいと考えている。また、さらなるサービスの向上を図って、魅力のある施設の維持管理に努めてまいりたい。

(掲載以外の質問事項)  
☆**子どもの医療費助成制度について**

☆**放課後児童クラブについて**

## 窓口対応の在り方について



中島 清和 議員

●**中島議員** 機構改革が行われ1年が経過した。

市民からの声はどうか、市長への手紙や窓口での苦情や問題は把握されているか、官僚主義的なところが見受けられ、指摘があったので質問する。

庁議や部課長会議は何回ぐらい開いているか、市長の指示や伝達はいかなる方法でとるのか、指示は全職員に伝わっているのか、副市長の役割とは何か、窓口対応や行政サービスに低下は感じなかったか、職員のスキルアップ・マナーアップの課

題を取り上げてもらいたい。行政サービスとは、市民目線でなくてはならないため、その策を聞かせてもらいたい。全職員の士気高揚を早急に図ってもらいたい。

●**総務部長** 機構改革の影響により窓口対応を含めた行政サービスにおいて、以前よりもサービスの低下が生じたとは考えていない。しかしながら、職員の窓口の対応等については、市民からお叱りを受けることもある。市長は、市民に対する接遇を重要視しており、就任時の平成22年度に全職員を対象に6回、その後は年2回の接遇研修を実施している。このような取り組みもあり、職員の接遇レベルは年々向上していると考えている。

今後とも、計画的に接遇研修を実施し、市役所全体の接遇レベルの向上を図っていききたい。

●**副市長** 庁議は毎月1回、部課長会議は毎年2回開催している。市民とのトラブル等について

は、原則、所属課及び所属部において対応することにはなっているが、庁議においても、報告、是正協議を行っている。庁議等で審議した内容は、各部課長より全職員に対し漏れなく周知をしている。

●**市長** 私が市長になってからは、市役所は市内最大のサービス機関と位置づけ、民間の発想と市民感覚を大切に、市民の目線に立った、懇切丁寧な対応をするよう職員に指示をしている。

住民サービスの向上を図るためには、市民に対するおもてなしの気持ち、職員全員が持ち、常に

意識することが一番重要であると考えている。

接遇を含めた住民サービスは、見直しを行い、よりよいものを提供していかなければならないと思っており、そして、市民が、つくばみらい市に住んでよかった、住み続けたいと思ってもらえるよう全職員一丸となって邁進していききたい。

(掲載以外の質問事項)  
☆**行財政改革の見通しについて**



鐘ヶ江 礼生奈 議員

## 防災教育の取り組みについて

●**鐘ヶ江議員** 近年、住民の防災意識は向上して



いるが、1月のシェイクアウト訓練参加者は、全学校、各企業を含め市民約5人に1人と少なかった。市民の反応はどうだったのか。

近隣市に比べ自主防災組織の活動が少ないが、本市の組織活動推進の取り組みは何か。また、地域防災リーダー育成の支援策として、「防災士」の資格取得の補助金制度導入を求める。

学校防災教育において、地域を巡回して防災マップや子ども向け防災手帳を作成したり、子ども見守り110番宅への駆込み訓練をするなど実践型防災訓練やリーダー・ボランティア精神を養うことにより互いに助け合う「共助」の教育も併せて必要と思うが、小中学校の防災教育の取り組みについて伺う。

●市長 シェイクアウト訓練を採用した理由は、「自分の身は自分で守る」の自助と、「地域みんなで助け合う」の共助の重要性を正しく理解し、災



シェイクアウト訓練の様子  
(伊奈庁舎)

害に対して十分な準備を講じることで、市全体の防災力の向上を図ることができるからである。

訓練への参加者は9千196人で、自治会や自治防災組織からは5組織、201人の参加があり、場所を選ばず、短時間で多くの市民と一斉に防災時の初期行動を再確認できたことは、有意義であったと思っている。

●総務部長 自治会や自主防災組織での参加者数は、全体数から見ると少ないが、防災行政無線による放送訓練や緊急速報メールの配信訓練を実施したこと、多くの方に防災の意識づけができたと感じている。

企業などからは、「今後

自社での全体避難訓練に取り入れたい」等の好意的な意見をいただき、一方では、「シェイクアウトという言葉がわかりづらい」等の意見をいただいた。自主防災組織は23組織で、それぞれの組織で防災訓練や講習会等の積極的な活動が行われている。今後、組織数をふやし、市全体の防災力の向上を図りたい。また、設備の充実やリーダーの育成を進めてまいりたい。

防災士は本市に3人おり、その方が自主防災組織に在籍、あるいは参加してもらえれば、心強いので資格取得の助成等については今後検討してまいりたい。

●教育長 各小中学校とも防災に関する教育は重点課題であり、全職員の防災に関する意識を高め、避難訓練等を実施している。授業では、地震などの災害事例の学習を行っている。特に、保護者、地域、消防署、警察署等と連携した引渡しを含めた実践的な避難訓練の実施に力を入れている。

自社での全体避難訓練に取り入れたい」等の好意的な意見をいただき、一方では、「シェイクアウトという言葉がわかりづらい」等の意見をいただいた。自主防災組織は23組織で、それぞれの組織で防災訓練や講習会等の積極的な活動が行われている。今後、組織数をふやし、市全体の防災力の向上を図りたい。また、設備の充実やリーダーの育成を進めてまいりたい。

防災マップは全部の学校で作成している。子どもを守る110番の家は地図には記していないが、子どもたちには危険を感じたら近くの家に助けを求めよう指導している。防災手帳は、昨年、小絹小学校で持ち歩ける「防災のしおり」を作成した。リーダーシップやボランティア精神の養成については、小学校の高学年以上を対象に指導している。今後、子供たちの安心安全を第一に防災教育を推進してまいりたい。



古舘 千恵子 議員

## 4年前の公約で掲げた行財政改革と事業の実現について

●古舘議員 効率よくすれば経費を30%削減でき、節約分から9項目の事業が公約として示されたが、達成、半ば、断念した事業を伺いたい。

市長の初登庁の訓示の中で、市民の命と財産、安全安心を守ること、市政の発展に寄与することが最大の使命であり、市民と目線を同じにし、市民の思いや考えを取り入れ、未来を担う子どもたちに誇れるまちにするため、まちづくりの課題は、市民と力を合わせ、力の限り尽くしていくと強い決心をされた。

道路、暮らし環境などは、4年前よりはよくなったと、市民から聞いているが、市には企業がまだまだ足りない、活気がない、地域格差があるなど市政問題は、山積みである。やり残した事業をしつかりとやり遂げてもらいたい、その考えを伺いたい。

●市長 1番目の24時間救急医療体制の早期確立であるが、24時間救急医



療は、以前より常総地域病院群輪番制事業として確立している。また、本市のつくば医療圏では病床数が充足しているため、病院の設置ができない状況であるが、引き続き誘致活動を行ってまいりたい。

2 番目の障がい者の自立支援体制の整備及び雇用の促進であるが、平成23年からすこやか福祉館の特殊浴場を改修し、障がい者自立支援団体に開放している。

3 番目の小中一貫教育制度を導入し、未来を担う人材を育む教育体制の充実であるが、23年度から小絹小中学校で試行し、今年度から市内の全小中学校で分離連携型一貫教育を行っている。

4 番目のマル福制度を小学6年生まで延ばす医療費の肩がわりであるが、23年10月より小児医療助成の所得制限を撤廃し、小学6年生まで拡大した。

5 番目の保育所、学童保育時間を夜9時まで延長し、12歳までの引上げであるが、学童保育は、

振替休日の時間延長の要望が多かったため、振替休日の開級を朝7時30分に早め実施している。また、保育時間の延長は、土曜日の1日保育の希望が多かったため、伊奈第4保育所と谷和原第2保育所で、夜7時までの1日保育に延長した。

6 番目のがん対策室、嫁に出来ない課の設置であるが、23年7月に健康増進課内にがん対策室を設置し、嫁に出来ないか事業としては、婚活パーティーの実施と結婚相談員による相談を実施している。

7 番目のコミュニティバスにかわりデマンドタクシーにすることで、26年4月からコミュニティバスの優位性を生かしつつ、デマンドタクシーを導入する。

8 番目の常磐道ETCスマートインターチェンジの設置であるが、整備推進検討会を設置し、国土交通省への連結許可申請に取り組んでいる。

9 番目の市の財政の建て直しであるが、職員に

対しムリ・ムダ・ムラの3ム主義の徹底を図り、事業の仕分けを実施し、財政の建て直しを図った。私は、市民目線ということを第一に考え、平等に行政運営を行っていきたいと考えている。



小田川 浩 議員

## このたびの大雪の被害について

●小田川議員 2月の8日から9日、そして、14日から15日にかけて記録的な大雪となった。今までにないような積雪量であり、関東各地でも道路が寸断され集落が孤立している様子が報道されていた。まさにゲリラ豪雪と言えるだろう。本市に

においても、職員は、休日にもかかわらず早朝から除雪作業に追われ、大変な苦労があったと聞いているが、このたびの大雪に対して行われた除雪作業等について、どのような対応がなされたのか。そして、その費用はいかほどだったのか。また、茨城県内での農業関連の被害総額は1億2千900万円との報告があるが、本市における農作物やハウスなど、農業関係の被害はどれぐらいあったのか。

2月14日から15日にかけての降雪についても、建設会社に対応を依頼し、除雪、凍結防止の作業を行った。今回のような大雪では、除雪した雪の置き場所がなく、個人宅付近に置かざるを得なく、大変苦慮したが、市民の理解をいただくことができた。また、地域単位や個人で除雪の協力をいただき、スムーズな除雪ができた。

●都市建設部長 2月8日から9日にかけての降雪については、建設会社に除雪を依頼し、23社体制で行った。幹線となる道路を優先させ、次に、生活道路を進めてもらうようにした。この大雪による除雪は13日まで行った。除雪の予算については、緊急であったため、専決処分により予算措置を講じ、除雪費用については、取りまとめ中である。融雪剤の費用については、約250袋を使用し、35万円程度の見込みになる。

●市民経済部長 農作物の被害であるが、市、農業改良普及センター及びJA茨城みなみの調査において、被害はなかった。農業用施設の被害であるが、茨城県みなみ農業共済組合では、被害額の査定中であるが、2月8日から9日にかけての降雪によるもので1件、14日から15日にかけての降雪や強風によるもので2件となっており、



除雪作業の様子（青木地先）

被害の内訳は、パイプハウスの本体やビニールの一部破損である。

今後も、降雪等による被害が発生した場合は、直ちに関係機関との連携により、状況を調査するとともに、対応をしていく所存である。

●**総務部長** 大雪時の動員計画については、地域防災計画で定めており、災害発生のおそれがある場合は、職員が勤務時間内外を問わず、速やかに所定の業務に当たることになっている。

大雪については、本市と浦安市、伊奈町の3町ともに、災害協定による災害とはならず、お互いに応援要請はしていない。（掲載以外の質問事項）

☆**職員の研修制度について**  
☆**議会に対する対応について**

## 会期日程のお知らせ

**平成 26 年第 2 回定例会は、6 月に開催を予定しています。**

会期日程については、議会運営委員会（通常は開会日の 7 日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、議会事務局までお問い合わせください。なお、議会運営委員会終了後、会期日程案をホームページでもお知らせいたします。

### 議 会 広 報 特 別 委 員 会



委員 長 中山 栄一  
副委員 長 鐘ヶ江 礼生奈  
委 員 古川 よし枝  
古館 千恵子  
直井 高宏  
小田川 浩

### 編 集 後 記

新緑のまぶしい時期となり、この冬の豪雪の記憶もすっかり忘れ去られようとしております。この度の委員会再編により、議会広報特別委員長を務めさせていただくことになりました。現在、議会におきましては、一昨年よりスタートいたしました議会改革が本格化し、「議会改革特別委員会」の設置により、議会の在り方について具体的な議論が展開されており、市民の皆様にとって身近に感じていただける議会を目指し、全力で議会改革を進めてまいります。

さて、3月議会におきましては、全ての議案が原案のとおり可決し、審議が終了いたしました。今後、行政運営の監視役として、議会本来の役割を市民の皆様にご正確にお知らせするため、分かりやすい紙面づくりに心がけ、議会だよりの作成に努めてまいります。

（委員長 中山 栄一）

### ◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。

〒 300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで  
☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp